

## 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則

### ～コンフィギュレーション管理について～

令和2年9月30日

核燃料施設等監視部門

はじめに

- ・近年、運転開始から長期間経過している原子力施設が増えており、設計及び建設時に携わった方々が退職してしまった、発注先が諸事情によりなくなってしまった等の状況が発生している。
- ・このような状況の中、設備の改造、取替え等にあって設計時の図面、設計根拠等の設置者自らによる管理の重要性が高まっていることから、米国で実施されているコンフィギュレーション管理を一部の設置者では積極的に実施している。
- ・ここでいうコンフィギュレーション管理とは、各設備・機器が設計で要求されたとおりに製作・設置され、運転・維持（保全）されていることを常に確認、保証する仕組みであり、設計要件（そこにある設備・機器はどのようなものでなければならないか）、設備構成情報（そこにある設備・機器がどのようなものかを示す図書、情報）及び物理構成（実際にそこにある設備・機器）の3つの要素がきちんと整合していること（3要素の平衡状態）を維持し、管理していくというものである。\*
- ・コンフィギュレーション管理は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」では、「識別管理」及び「トレーサビリティの確保」として要求している内容を具体的に展開したものといえる。また、ROPの基本理念である、設置者自らがリスクを捉えて改善する活動の一環ともいえる。
- ・核燃料物質を非密封の状態を取り扱う核燃料施設においては、再処理施設の廃止措置に見られるように廃止期間が長くなる傾向があるため、より効率的で安全な廃止措置を実施する目的で、設計段階及び運転段階から廃止措置に向けた準備として、あくまでも設置者の自主的な活動の範囲として、コンフィギュレーション管理を行うことも考えられる。

\*…出典：原子力学会 2018 年春の年会原子力発電部会セッション 継続的な原子力の安全性向上に向けた産業界の連携した取り組み（2）新検査制度に向けた対応について（コンフィギュレーション管理の視点から）

以下、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」における識別管理及びトレーサビリティの確保の条文を示す。

第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

規則	解釈
<p>(識別管理)</p> <p>第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。</p>	<p>第39条 (識別管理)</p> <p>1 第39条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。</p>
<p>(トレーサビリティの確保)</p> <p>第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。</p>	